第十八条　平成二十四年一元化法附則第六十一条第一項に規定する平成二十四年一元化法第三条の規定による改正前の地方公務員等共済組合法（昭和三十七年法律第百五十二号。以下この条において「平成二十四年改正前地共済法」という。）による年金である給付のうち平成二十四年改正前地共済法附則第二十四条の二第三項の規定による退職共済年金の受給権者（継続短時間労働被保険者であって、平成二十四年一元化法附則第六十一条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた平成二十四年改正前地共済法附則第二十四条の三第一項に規定する繰上げ調整額が加算された退職共済年金の受給権者であるものに限る。）については、適用する改正後厚生年金保険法附則第十三条の五第六項の規定は、適用しない。

第十九条　適用する改正後厚生年金保険法附則第十一条の二第一項に規定する障害者・長期加入者の退職共済年金の受給権者であって、平成二十七年地共済経過措置政令第三十六条第三項に規定する年金たる給付の受給権者（昭和二十七年四月二日から昭和三十年十月一日までの間に生まれた継続短時間労働被保険者に限る。）であるものについて、平成二十七年地共済経過措置政令第四十一条第一項の規定により読み替えられた適用する改正後厚生年金保険法附則第十一条の二第一項及び第二項の規定を適用する場合においては、同条第一項の規定にかかわらず、同項に規定する基本支給停止額に相当する部分の支給を停止せず、同条第二項に規定する支給停止基準額は、当該基本支給停止額を含めないものとして計算した額とする。

2　前項の受給権者（高年齢雇用継続基本給付金又は高年齢再就職給付金の支給を受けることができる場合に限る。）について、平成二十七年地共済経過措置政令第四十一条第一項の規定により読み替えられた適用する改正後厚生年金保険法附則第十一条の六第一項（同条第八項において準用する場合を含む。）の規定を適用する場合においては、平成二十七年地共済経過措置政令第四十一条第一項の規定により読み替えられた適用する改正後厚生年金保険法附則第十一条の二第一項及び第二項の規定を適用した場合における同条第一項の規定にかかわらず、同項に規定する基本支給停止額に相当する部分の支給を停止せず、同条第二項に規定する支給停止基準額は、当該基本支給停止額を含めないものとして計算した額とする。

附　則

（施行期日）

1　この政令は、平成二十九年四月一日から施行する。

（経過措置）

2　この政令の施行前に第一条の規定による改正前の公的年金制度の財政基盤及び最低保障機能の強化等のための国民年金法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う経過措置に関する政令（以下「旧令」という。）第一条第一項の規定により改定された厚生年金保険法第二十条第一項に規定する標準報酬月額及び旧令第一条第三項において準用する同条第一項の規定により算定された同法第四十六条第一項の標準報酬月額に相当する額については、旧令第一条第二項（同条第三項において準用する場合を含む。）の規定は、なおその効力を有する。

3　この政令の施行前に旧令第二条第一項の規定により改定された私立学校教職員共済法（昭和二十八年法律第二百四十五号）第二十二条第一項に規定する標準報酬月額については、旧令第二条第二項の規定は、なおその効力を有する。

総務大臣　山本　早苗
財務大臣臨時代理
国務大臣　山本　早苗
文部科学大臣　松野　博一
厚生労働大臣　塩崎　恭久
内閣総理大臣　安倍　晋三

府　令

○内閣府令第五号

健康増進法（平成十四年法律第百三号）第二十六条第一項の規定に基づき、健康増進法に規定する特別用途表示の許可等に関する内閣府令の一部を改正する内閣府令を次のように定める。

平成二十九年三月十七日

内閣総理大臣　安倍　晋三

健康増進法に規定する特別用途表示の許可等に関する内閣府令の一部を改正する内閣府令

健康増進法に規定する特別用途表示の許可等に関する内閣府令（平成二十一年内閣府令第五十七号）の一部を次のように改正する。

第五条中第二項を第三項とし、同条第一項中「、新たな科学的知見が生じたときその他」を「、前項の報告があった場合その他の場合において」に改め、同項を同条第二項とし、同条に第一項として次の一項を加える。

特定保健用食品に係る法第二十六条第一項の許可を受けた者は、当該特定保健用食品の安全性又は効果についての新たな知見が得られたときは、その旨及び当該知見の内容を消費者庁長官に報告しなければならない。

第八条第一項第十号中「六歳」を「十八歳」に改める。

附　則

この府令は、公布の日から施行する。

省　令

○厚生労働省令第十七号

介護保険の国庫負担金の算定等に関する政令（平成十年政令第四百十三号）第一条の三第四項及び第六項の規定に基づき、介護保険法第百二十二条の二第二項に規定する交付金の額の算定に関する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十九年三月十七日

厚生労働大臣　塩崎　恭久

介護保険法第百二十二条の二第二項に規定する交付金の額の算定に関する省令の一部を改正する省令

介護保険法第百二十二条の二第二項に規定する交付金の額の算定に関する省令（平成二十七年厚生労働省令第五十八号）の一部を次のように改正する。

第二条の見出し中「交付金」を「介護予防・日常生活支援総合事業普通調整交付金」に改め、同条中「交付金の」を「介護予防・日常生活支援総合事業普通調整交付金の」に、「交付金交付割合」を「介護予防・日常生活支援総合事業普通調整交付金交付割合」に改める。

第四条（見出しを含む。）中「交付金交付割合」を「介護予防・日常生活支援総合事業普通調整交付金交付割合」に改める。

第八条を第九条とする。

第七条第一号中「総額」の下に「から当該年度において各市町村に交付する介護予防・日常生活支援総合事業特別調整交付金の総額を控除して得た額」を加え、同条第二号中「交付金交付割合」を「介護予防・日常生活支援総合事業普通調整交付金交付割合」に改め、同条を第八条とし、第六条の次に次の一条を加える。

（介護予防・日常生活支援総合事業特別調整交付金の額）

第七条　介護予防・日常生活支援総合事業特別調整交付金の額は、次に掲げる額の合算額とする。

一　前年度の一月一日から当該年度の十二月三十一日までの間に災害等により減免の措置を採った利用料（法第百十五条の四十五第五項及び第百十五条の四十七第八項の利用料をいう。以下この号において同じ。）の額が、利用料の総額の百分の三に相当する額以上である場合　当該利用料の減免額の十分の八以内の額